

1 技能検定試験の概要

- 「ビルクリーニング職種」は、ビルの環境衛生維持管理業務のうち、ビル内の清掃作業に従事する職種。
- ビル内の清掃作業を行うに当たり必要な技能を対象とし、現在、**単一等級**による試験実施。
- 業界団体である公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が、指定試験機関として試験を実施。

2 複数等級化の背景・理由

- 昭和57年に、ビルクリーニング技法の標準化を目的として単一等級による試験を開始したが、清掃対象や清掃方法の多様化（水を使用しないドライ技法等）に伴い、求められる技能が変化したことなど、技能検定「ビルクリーニング職種」に期待される役割が広がってきていること。

- 単一等級から、**1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級**に変更。

3 関係省令等の改正

変更申請
申請内容の審査

- 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会から、ビルクリーニング職種の複数等級化のための変更申請（平成27年5月）。
- 厚生労働省は、職業能力開発専門調査員等から意見聴取の上、申請内容について審査し、適切であると判断。

関係省令等の改正

「職業能力開発促進法施行規則」の一部改正(案)

- 単一等級により技能検定試験を行う職種から、ビルクリーニング職種を除き、同職種に等級区分（1級、2級、3級、基礎1級、基礎2級）を設定すること。

「職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令」の一部改正(案)

- 指定試験機関として実施するビルクリーニング職種の試験業務の範囲について、単一等級から複数等級に変更すること。

「厚生労働大臣が定める手数料の金額」の告示の一部改正(案)

- ビルクリーニング職種について、各等級の受検手数料の金額を定めること。

試験準備のための周知・準備

- 平成28年度からの複数等級による試験実施に向けて、厚生労働省の指導の下、全国ビルメンテナンス協会により、
 - ① 技能検定委員の確保や試験機材、試験会場等の試験実施のための準備
 - ② 同協会の各地区本部や全国の会員団体を通じた周知を計画的に実施する。

※ 改正省令等は、平成28年3月中に公布、平成28年4月1日施行予定。